

一般社団法人 多摩南部成年後見センター

たまなんレター

調布市・日野市・狛江市・多摩市・稲城市の5つの市が共同
で設立・運営している法人です



No.10

発行日 令和5年11月22日

発行 一般社団法人多摩南部成年後見センター
〒182-0026

調布市小島町3-69-2

第一荒井麗峰ビル2階

TEL 042-498-5802

<http://www.kouken-center.or.jp>

『後見人に頼らないために』

重い認知症等になり判断能力が不十分になってしまった方が、後見人を付けなくてはならなくなる理由は、①自分の口座からおカネをおろしてもらえない、②自宅を売却できない、③相続協議ができない、④保険金の請求・受領ができない等が統計では上位です。でもこれらは事前の準備でかなり防ぐことが可能です。

①代理人届、②民事信託契約、③遺言、④保険金代理請求人届等です。以上を詳述できませんが、簡単にできて費用も低廉なものもありますので、遅くとも認知症の兆候が現れたら、早急にこのような対策を取るべきことをもっと普及広報すべきでしょう。



『後見監督ってこんな感じ』



センターの日々の
よもやま話やあれこれを
連載します！

当センターでは市民後見人養成講座を修了した市民後見人の後見監督人を行っています。家庭裁判所から当センターが監督人として選任され、監督業務を行っています。

監督人は主に後見人が行っている財産管理が適正に実施されているか、身上保護が適切に行われているか監督する役割です。

市民後見人選任後1年目は3か月に1度、2年目以降は4か月に1度の間隔で監督人へ定期報告を提出し、監督人は通帳の確認、収支状況、面会でご本人の様子把握、施設や病院との連携状況、必要な手続きをしているか等の確認をします。

その他、後見人支援を行っています。日常事務で分からないことや困ったことがあるときに相談を受け付けています。また、市民後見人からの希望があった場合は、カンファレンスの同席をすることもあります。

例えば、ご本人の今後の方向性を話し合うカンファレンスでは、市民後見人がご本人の意思決定支援を行い、施設にご本人の意向を伝えられるようにフォローする、あらかじめ施設と確認しておいたほうが良い項目を助言する等の支援をしています。

市民後見人の皆様は、個性豊かで支援の方法も様々ですが、これまでの社会経験や知識を生かして、市民後見人らしく誠実に後見事務に取り組んでいただいています。

今年度も市民後見人養成講座の募集が始まっています。地域の権利擁護の担い手としてまずは一歩踏み出してみませんか。

❀令和5年度 市民後見人養成事業の報告❀

～市民後見人として 新たに7名登録～



今年度の市民後見人養成講座は7名の受講でした。基礎研修（一部動画研修）、実務研修、施設見学等を実施し、7名全員が修了し、市民後見人として登録頂きました。市民後見人の皆様からひとこと頂きましたのでご紹介します。

- ・「待ってたよ」「また来るね」って笑顔を感じられる活動を目指します。（調布市 S・Jさん）
- ・どんな方もその人らしく安心して暮らせるよう、ささやかな力になりたいと思います。（調布市 S・Yさん）
- ・只今、研修修了証を手にして、責任の重さが一段と増しているところです。（調布市 T・Mさん）
- ・人生の先輩方に学ぶ姿勢を常に持って、被後見人の方に、寄り添った活動ができたと思います。（日野市 O・Kさん）
- ・よろしくお願いします。（日野市 M・Yさん）
- ・こちらで学んだことを早く生かせるよう今後も勉強していきたいと思います。（狛江市 O・Kさん）
- ・令和5年度登録しました71歳です。受任前に自分が認知症になるのではと不安を抱えての登録です。（狛江市 T・Sさん）
9月から開始の現場研修で受任までのフォローアップを行っています。
皆様のご活躍を期待しています。



お知らせ



◆◇◆ 令和6年度 市民後見人養成講座受講生を募集！ ◆◇◆

【養成期間】令和6年4月～令和7年3月

【応募期間】令和5年12月1日～令和6年1月22日



●○● 令和5年度 家庭裁判所研修 開催 ●○●

【日時】令和6年1月18日（木）午後2時～午後3時半

【場所】調布市文化会館たづくり12階大会議場

【内容】成年後見制度の最近の動向について

～報酬の考え方と具体的な報告の仕方、市民後見人の活躍支援等～



詳細はホームページでご確認ください。

(<http://www.kouken-center.or.jp/>)